

リビング・ニース特約(家族定期保険特約用)目次

(2017年1月改定)

この特約の主な内容

1 総 則

第1条 特約の締結および責任開始期

2 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払

第3条 特約保険金を支払わない場合

第4条 特約保険金の請求手続、支払の時期および場所

3 告知義務および特約の解除

第5条 告知義務および告知義務違反による解除

第6条 重大事由による解除

4 特約の失効・消滅、復活、復帰

第7条 特約の失効・消滅

第8条 特約の復活

第9条 特約の復帰

5 社員配当金

第10条 社員配当金

6 特約の解約および払戻金・その他

第11条 特約の解約

第12条 特約の払戻金

第13条 管轄裁判所

第14条 主約款および家族定期保険特約の規定の準用

別表 請求書類

リビング・ニース特約(家族定期保険特約用)

(この特約の主な内容)

この特約は、家族定期保険特約の被保険者のうち、この特約の締結の際に指定した者の余命が6ヵ月以内であると会社が認めた場合に、その被保険者の死亡保険金の全部について、保険金を支払うことを内容としたものです。

1 総 則

(特約の締結および責任開始期)

第1条 この特約は、家族定期保険特約の締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、家族定期保険特約とあわせて主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、リビング・ニース特約がこの特約と同時に付加され、または付加されていることを要します。

2 この特約の責任開始期は、家族定期保険特約の責任開始期と同一とします。

2 特約保険金の支払

(特約保険金の支払)

第2条 会社は、家族定期保険特約の被保険者のうち、この特約の締結の際に指定した被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が6ヵ月以内と判断されるときは、この特約の保険金（以下「特約保険金」といいます。）を主契約の被保険者に支払います。ただし、会社は、次のいずれかの場合には、特約保険金を支払いません。

(1) 第4条第1項に定める請求書類が会社に到達しない場合

(2) 特約保険金の請求日（第4条第1項に定める請求書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。）が家族定期保険特約の保険期間の満了前1年以内である場合

(3) 妻・子型または子型の場合、その子について満19歳に達した直後の契約応当日以後である場合

2 特約保険金の額は、家族定期保険特約のその被保険者の死亡保険金の全額とします。

3 特約保険金の支払にあたっては、前2項の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 特約保険金の支払に際しては、会社の定める方法により計算した特約保険金の請求日から6ヵ月間の特約保険金額

に対応する利息および保険料を差し引くものとします。

(2) 特約保険金が支払われた場合には、次のとおり取り扱います。

ア 妻について特約保険金が支払われた場合

(ア) 妻・子型の場合

特約保険金の請求日にさかのぼって、子型へ変更されたものとします。

この場合の家族定期保険特約の保険料は、会社の定める方法により計算します。

(イ) 妻型の場合

特約保険金の請求日にさかのぼって、家族定期保険特約は消滅します。

イ 子について特約保険金が支払われた場合

その子については、特約保険金の請求日にさかのぼって、この特約の被保険者としての資格を喪失します。この場合の家族定期保険特約の保険料は、会社の定める方法により計算します。

(3) 会社は、家族定期保険特約に定めるその被保険者の保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、特約保険金の支払事由が発生していたことによりその後その被保険者の特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。

(4) 特約保険金を支払う前に、家族定期保険特約に定めるその被保険者の保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

(5) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および家族定期保険特約に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額から、その元利合計額を差し引きます。

(特約保険金を支払わない場合)

第3条 会社は、家族定期保険特約の被保険者が次のいずれかによって前条の支払事由に該当した場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金を支払いません。

(1) 契約者、主契約の被保険者またはその被保険者の故意

(2) 主契約の被保険者またはその被保険者の犯罪行為

(3) 戦争その他の変乱

2 前項第3号の事由により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、保険契約の計算の基礎に及ぼす影響が少なくないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

(特約保険金の請求手続、支払の時期および場所)

第4条 主契約の被保険者は、別表に定める請求に必要な書類を提出して、第2条の特約保険金を請求してください。

2 主約款に定める保険金等の支払の時期および場所に関する規定は、特約保険金の支払の場合に準用します。

3 告知義務および特約の解除

(告知義務および告知義務違反による解除)

第5条 この特約の締結、復活または復帰に際しての告知義務違反に関する事項については、家族定期保険特約の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第6条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定および前条の規定を準用します。

4 特約の失効・消滅、復活、復帰

(特約の失効・消滅)

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

2 家族定期保険特約またはリビング・ニーズ特約が消滅したとき、この特約は、消滅したものとみなします。

(特約の復活)

第8条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の復帰)

第9条 主契約の復帰請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復帰の請求があったものとします。

2 会社は、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用して、この特約の復帰の取扱をします。

5 社員配当金

(社員配当金)

第10条 第2条に定める特約保険金が支払われる場合の社員配当金は、主約款および家族定期保険特約の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

6 特約の解約および払戻金・その他

(特約の解約)

第11条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第12条 この特約には払戻金はありません。

(管轄裁判所)

第13条 この特約の特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款および家族定期保険特約の規定の準用)

第14条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および家族定期保険特約の規定を準用します。

別表 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	特約保険金の請求 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当該被保険者および主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の印鑑登録証明書 (5) 保険証券
2	特約の解約 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券

(注)会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。